

議案第16号

平成25年度海老名市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度海老名市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,093,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年2月27日提出

海老名市長 内 野 優

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 使用料及び手数料		1,782,324	△53,200	1,729,124
	1 使用料	1,780,352	△53,200	1,727,152
3 国庫支出金		103,035	48,550	151,585
	1 国庫補助金	103,035	48,550	151,585
4 繰入金		218,956	14,350	233,306
	1 他会計繰入金	218,956	14,350	233,306
7 市債		767,500	60,400	827,900
	1 市債	767,500	60,400	827,900
歳 入	合 計	3,023,572	70,100	3,093,672

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 897,653	千円 5,600	千円 903,253
	1 下水道総務費	897,653	5,600	903,253
2 事業費		795,046	64,500	859,546
	1 下水道整備費	719,967	68,500	788,467
	2 流域下水道事業費	75,079	△4,000	71,079
歳 出 合 計		3,023,572	70,100	3,093,672

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 下水道総務費	長寿命化計画策定調査及び診断業務委託	20,000
1 総務費	1 下水道総務費	公共下水道19分区管渠更生工事	12,000
1 総務費	1 下水道総務費	公共下水道37分区ほか2分区汚水枘交換工事	10,100
2 事業費	1 下水道整備費	公共下水道40分区枝線工事	119,500
2 事業費	1 下水道整備費	永池川直接流出区域1408-1号排水路工事	50,975
2 事業費	1 下水道整備費	社家排水区(その3)排水路工事	45,037

第3表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	669,900	証書借入 又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借入れることができる。	年5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。	734,400	証書借入 又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借入れることができる。	年5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。
相模川流域下水道事業	97,600	同上	同上	同上	93,500	同上	同上	同上
計	767,500				827,900			